

大阪地方最低賃金審議会総会

第367回本審議会議事録

1 日 時

令和7年9月4日（木）13時00分～13時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

上森委員、大川委員、狼谷委員、清水委員

（使用者代表委員）

北鳶委員、實松委員、柴田委員、土井（玲）委員、中村委員、平岡委員

（事務局）

高橋局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会13時00分)

中筋主任

それでは、ただいまから大阪地方最低審議会第367回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴の皆様には既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員6名、計16名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する委員の澤谷委員、土井沙織委員につきましては、本日、所用のため御欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

衣笠会長

皆様、御多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事（1）の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

柴田課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から説明申し上げます。

本年8月19日付けで令和7年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見提出の公示を行いましたところ、関係労働者から435件、関係使用者から1件の異議申出書が、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長宛てに提出されております。

お手元の資料1及び資料2を御覧ください。

8月28日、9月3日に全大阪労働組合総連合ほかから提出されました大阪地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書を添付しております。なお、資料1は労働組合から、資料2は個人から提出されたものを、それぞれ1枚添付しております。

異議申出の内容でございますが、まず1点目、大阪府最低賃金の引上げ額63円、時間額1,177円とする答申については不服であり、再審査を求めるとともに、最低賃金額は月額、日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること。また、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2点目でございます。最低賃金の引上げに当たって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題であり、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化、充実させるよう意見を送付すること。

3点目、再調査と異議に関する審議会、専門部会を公開で開催し、意見陳述の機会を保障することでございます。

異議申出に至った主要な理由としましては、8月19日付けの今年度の大阪地方最低賃金の改定についての答申内容は、急激な物価高騰による賃金目減り分を補填できる額とはなっておらず、1日8時間、週40時間で働いても、憲法25条で定めた健康で文化的な最低限の暮らしが実現できる水準には届

いていない。また、エッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の多くは最低賃金水準で働いており、こうした労働者に報いるため、そして地域経済の活性化のためにも最低賃金の引上げが必要である。よって、再調査、審議を求めるとしております。

このほかにも、同日、全大阪労働組合総連合加盟労働組合累計498団体及び累計11,003筆の署名「2025年度『物価高騰が止まらない今こそ、経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！大阪府の最低賃金、今すぐ1,500円に！！全国一律最低賃金制度の創設を求める』要請書」が提出されております。

関係労働者から異議申出としまして、このほかにも9月1日にコミュニティ・ユニオン関西ネットワークから異議申出書が提出されております。

資料3を御覧ください。

異議申出書の趣旨は、今回の審議結果は最低賃金法第1条の目的に照らして不十分である。中小企業に対する支援策を積極的に議論し、全国一律最低賃金制度を目指して、今年度は最低賃金額を時間額1,500円に引き上げるべきというものです。

異議申出の理由は、今回の答申では、異常な物価高騰が労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が困窮している現状が十分に考慮されていないためというものです。

その他の要望としまして、官公需において、最低賃金の上昇分の金額をそのまま賃金に反映させる最低賃金スライドの実現、最低賃金の具体的な金額審議の全面公開ということが記載されております。

続きまして、関係使用者からの異議申出について紹介いたします。

資料4を御覧ください。

8月25日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出書が提出されております。

異議申出の内容は、今回の地域別最低賃金の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ない。

令和2年以降のコロナ禍、令和3年以降の急激な燃料価格の高騰などにより、融資金の返済、猶予措置を受けていた社会保険料の徴収、最近の物価上昇等の影響は甚大であり、今後も厳しい経営環境が続くものと思われる。

また、急激な賃金引上げは、労働集約型産業であるタクシー事業において人件費の増加を招き、中小企業・小規模事業者であるタクシー事業者にとって経営環境に大きな影響を及ぼすものである。

さらに、タクシーの運賃は国で定められており、自助努力だけでは価格転換を行うことは非常に困難である。

以上により、多くのタクシー事業者にとって事業継続が困難になることが想定される。

このような大阪のタクシー業界の現状を御理解いただき、このたびの最低賃金の改定について再考をお願いするという内容でございます。

今説明しました異議申出書の原本は、公益委員の後ろのテーブルに置いてあります。

事務局からの説明は以上でございます。

以上、したがいまして、ただいまからこれらの異議申出の取扱いについて諮問を行います。

会長、局長は中央へお願ひします。

（局長から諮問文を会長に手交する。）

（事務局は、諮問文（写）を各委員に配付する。）

森内指導官

それでは、お配りしております諮問文の写しを読み上げます。

大労発基0904第1号

令和7年9月4日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪労働局長 高橋秀誠

大阪府最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

本年8月19日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があつたので、貴会の意見を求める。

以上です。

衣笠会長

ただいま異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかの御意見をお伺いしたいと存じます。

まずは、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

狼谷委員

これまで専門部会において、公労使3者で、大阪における現状の3要素を踏まえて時間をかけて真摯に議論を行ってまいりました。それぞれの立場で歩み寄りをしてきた結果でありますので、8月19日付けの答申の考え方には変わりはありません。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次に使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

今御紹介のありました異議申出の内容につきましては、いずれも審議会の場において、労働者の皆様の声や企業の経営の実態などを聞かせていただいた上で、できる限りの時間をかけて公労使で真摯に向き合い、専門部会の場で協議したものだと思っております。したがいまして、使用者側としましても8月19日付け答申のとおりとすることが妥当であると考えます。

また、御指摘もありましたけれども、労務費の価格転嫁などの状況もあり、賃上げ原資の確保に苦しむ中小企業・小規模事業者はまだまだおられますので、こうした事業者への経営支援の強化やその検証をはじめ、答申文に記載の内容について、関連省庁が一体となって全力で取り組んでいただきますようにお願いをしたいと思います。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

では、次に公益を代表する委員、いかがでしょうか。

森会長代理

先ほど事務局から異議申出書の内容について御説明がございました。労働者側からは、大阪府最低賃金は早急に時間給1,500円以上、日額1万2,000円以上、月額24万円に引き上げることを審議に求めるという申出がございました。

一方、使用者側からは、大幅な賃金の引上げは事業の賃金支払能力を無視したものであるとして、最低賃金の改訂について再考を求めるとの申出がなされております。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業所実地視察等の結果を参考に、慎重かつ真摯に調査審議を行ってまいりました。

その結果、今年度は労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という地域別最低賃金の3要素を踏まえて大阪の状況を概観し、それから引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性及び有期雇用、短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることという労使双方から頂いた御意見を参考に審議を行いまして、その内容を答申にも反映させていただきました。

また、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通で改めて確認されたこと、大阪府最低賃金の改正がエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料、エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業所の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁がさらに連携して賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更新、さらなる支援や取引条件の改善等のさらに必要な施策につきまして、政府及び大阪労働局に強く改めて要望することとしております。

さらに、各種支援施策を必要とする中小企業等に対して、周知・広報と一層の利活用を促進することなど、具体的な措置を求める内容も盛り込んでおります。

したがいまして、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、使用者側委員の御意見を踏まえ、当初から審議してまいりましたことから、本年8月19日付けの答申どおり決定することが適当であると考えます。いかがでしょうか。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま労働者代表委員、使用者代表委員から、また森会長代理から本年8月19日付け答申どおり決定することが適当である旨の御意見を頂戴いたしましたが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申どおりという意見でよろしいですね。

(異議なし)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は答申文案を御準備ください。

準備できるまで、しばらく皆様お待ちください。

柴田課長

お待たせいたしました。準備ができましたのでただいまから配付いたします。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。事務局で読み上げてください。

森内指導官

答申文案を読み上げます。

令和7年9月4日

大阪労働局長 高橋秀誠殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和7年9月4日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月19日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月19日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんか。

(異議なし)

衣笠会長

そうしましたら、事務局は答申文の写しを配付願います。

(事務局は、答申文の写しを各委員に配付する。)

衣笠会長

皆様、お手元にございますでしょうか。
それでは、局長に答申を行います。

(会長から答申文を局長に手交する。)

衣笠会長

それでは、続きまして、議事（2）のその他に入ります。
その他、事務局から何かございますか。

中筋主任

今後の日程について御説明をいたします。
ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続を経まして、10月16日の発効の予定となっております。

特定最低賃金については、現在専門部会で審議中であり、10月初旬までをめどに改正決定の必要性及び金額について審議が行われる予定となっております。

専門部会において全会一致で議決された場合は、7月14日の第364回総会で御承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会の開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。

総会の開催が必要となった場合は、委員へ開催通知を御案内いたします。

衣笠会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

(なし)

衣笠会長

では、その他、何かございませんでしょうか。
労働者を代表する委員、何かございますか。

(なし)

衣笠会長

使用者を代表する委員は何かございますか。

(なし)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会 13時30分)